



2025年9月25日

各 位

会 社 名 データセクション株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員CEO 石原紀彦  
(コード番号：3905 東証グロース)  
問い合わせ先 副社長執行役員 片野大輔  
TEL. 050-3649-4858

## (訂正) 第三者割当による第23回新株予約権（行使価額固定型）の発行 及び定款一部変更に関するお知らせ

当社が2025年9月10日に公表しました「第三者割当による第23回新株予約権（行使価額固定型）の発行及び定款一部変更に関するお知らせ」の記載内容の一部に訂正すべき事項がございましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 1. 訂正理由

2025年9月10日付当社取締役会において発行を決議いたしました第23回新株予約権について、振替機関である証券保管振替機構の取扱い対象とする振替方式ではなく、非振替方式で発行することとしたため、第23回新株予約権の発行要項について所要の訂正を行うものであります。

### 2. 訂正内容（訂正箇所には下線を付しております。）

#### 【訂正前】

データセクション株式会社第23回新株予約権（第三者割当）発行要項

<中略>

#### 15. 本新株予約権の行使請求の方法及び効力発生時期

(1) 本新株予約権を行使する場合には、振替機関（第22項に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第2条第4項に定める口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第11項記載の本新株予約権の行使期間中に振替機関により第18項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に行使請求の通知が行われることにより行われる。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産が金銭の場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される金銭の価額の全額を振替機関又は口座管理機関を通じて現金にて第19項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとし、本新株予約権の行使に際して出資される財産が金銭債権の場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、当該金銭債権を給付するものとする。

<中略>

#### 18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

<中略>

#### 20. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の2銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自

己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

#### 21. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

#### 22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

#### 23. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による発行登録の効力発生、発行登録追補書類の提出、並びに 2025 年 10 月 17 日開催予定の当社臨時株主総会における発行可能株式総数の増加に係る定款変更に関する議案及び本新株予約権の発行に係る議案の承認を条件とする。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上

#### 【訂正後】

データセクション株式会社第23回新株予約権（第三者割当）発行要項

< 中略 >

#### 15. 本新株予約権の行使請求の方法及び効力発生時期

(1) 本新株予約権を行使する場合には、第 11 項記載の本新株予約権の行使期間中に第 18 項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に行使請求の通知が行われることにより行われる。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産が金銭の場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される金銭の価額の全額を現金にて第 19 項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとし、本新株予約権の行使に際して出資される財産が金銭債権の場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、当該金銭債権を給付するものとする。

< 中略 >

#### 18. 行使請求受付場所

データセクション株式会社 グループ経営企画部又はその時々における当該業務担当部署

< 中略 >

#### 20. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

#### 21. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による発行登録の効力発生、発行登録追補書類の提出、並びに 2025 年 10 月 17 日開催予定の当社臨時株主総会における発行可能株式総数の増加に係る定款変更に関する議案及び本新株予約権の発行に係る議案の承認を条件とする。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上